

平成28年熊本地震
一部損壊世帯（ひとり親世帯・非課税世帯）への「災害義援金」配分
(令和元年（2019年）5月1日現在)

平成28年熊本地震により被災された皆様に心より御見舞い申し上げます。

本市では、全国から寄せられた義援金を、熊本地震による住家被害で**一部損壊の「り災証明書」の交付を受けた、「ひとり親（児童扶養手当受給）世帯」、「非課税世帯」**に対して3万円配分します。

対 象

①ひとり親（児童扶養手当受給）世帯

平成28年4月から平成29年4月の間に、現に児童扶養手当を受給された世帯

※この期間に1ヶ月分でも受給していれば対象となります。

※ただし、平成28年4月分のみ受給していた場合であって、平成28年4月13日までに資格喪失又は全部支給停止となった場合は、対象外となります。

②非課税世帯

り災証明書に記載されている世帯員全員が、平成28年度の住民税が非課税である世帯

必要なもの

- ・一部損壊世帯（児童扶養手当受給世帯・非課税世帯）に対する災害義援金申請書、印鑑（認印可）
 - ・住家のり災証明書（写し可）
 - ・振込口座の通帳の写し（振込先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限ります（ひとり親世帯の場合は児童扶養手当受給者）。表紙の次ページ見開きをA4の用紙にてご提出ください。）
 - ・《ひとり親世帯のみ》児童扶養手当証書の名前、証書番号等が記載された面の写し
 - ・《非課税世帯のみ》世帯全員分の平成28年度住民税（所得・課税）証明書（※）
- ※平成28年1月1日に住所を有していた市町村で発行されます。

申請受付期間

- ・平成29年3月1日（水）～平成29年4月28日（金）まで

ただし、り災証明書の発行が遅れているなどのやむを得ない理由があれば、上記期限にかかわらず、当分の間、申請を受け付けます。

支給

- ・義援金の申請受付後、審査の上で支給を決定します。毎月末日までに申請された分について、翌月25日（振込日が金融機関の休日にあたる場合は翌営業日）頃に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
- ・支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。

お問い合わせ・申請窓口

- ・各区役所総合相談窓口：受付時間：月～金曜日の9：00～16：00（祝日除く）

[中央区]：中央区役所（市役所1階） 096-328-2105

[東区]：東区役所 096-367-9267 [西区]：西区役所 096-329-2829

[南区]：南区役所 096-357-4757 [北区]：北区役所 096-272-1972